様式第４号（第９条関係）

堺市土砂埋立て等許可申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　堺市長　殿

　　　　　　　　　　　　申請者　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（名　称）

　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　 生年月日

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例第９条の規定により、関係図書を添えて土砂埋立て等の許可を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 土砂埋立て等の目的 |  |
| 埋立て等区域の位置 |  |
| 埋立て等区域の面積 | 　　　　　　　　ｍ２ |
| 管理事務所の所在地 |  |
| 管理責任者の氏名及び職名 |  |
| 土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画 |  |
| 土砂埋立て等に使用される土砂の量 | 　　　　　　　　ｍ３ |
| 土砂埋立て等の期間 | 　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状 |  |
| 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画(※) |  |
| 埋立て等区域からの排水の水質検査を行うために講ずる措置 |  |
| 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置 |  |
| 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置 | 粉じんの飛散の防止措置 |  |
| 土砂及び雨水等の流出の防止措置 |  |
| 騒音及び振動の防止措置 |  |
| その他 |  |

注意

１　(※)については、発生元事業者名、発生場所、１日当たり最大の搬入予定量、土砂埋立て等に使用される土砂の量、搬入期間、搬入曜日及び時間並びに搬入土砂の区分を付表１に記載して添付すること。

２　申請者が法人である場合にあってはその役員の氏名、住所及び生年月日、申請者が未成年者である場合にあってはその法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日、主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）、申請者に堺市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第１１条に規定する使用人がある場合にあってはその使用人の氏名、住所及び生年月日を付表２に記載して添付すること。

付表１

土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画

|  |  |
| --- | --- |
| 発生元事業者名 | 発生場所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 1日当たり最大の搬入予定量 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎥ |
| 土砂埋立て等に使用される土砂の量 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎥ |
| 搬入期間 | 　　　　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日まで |
| 搬入曜日及び時間 |  曜日　～　　　　曜日　 時　　分　～　　　時　　分まで |
| 搬入土砂の区分 |  |
| 備　　考 |  |

注意

１　搬入土砂の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第１の上欄に掲げる区分のうち、該当するものを記載すること。

２　搬入経路図を添付すること。

付表２

|  |
| --- |
| 申請者が法人である場合 |
|  | 役員 |
|  | （ふ　り　が　な）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 住　　　　　　所 |
| 役職名 |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
| 申請者が未成年者である場合　法定代理人（個人である場合） |
|  | （ふ　り　が　な）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 住　　　　　　所 |
|  |  |  |
| 　法定代理人（法人である場合） |
|  | （ふ　り　が　な）名　　　称 | 主たる事務所の所在地 |
|  |  |
| 役員 |
|  | （ふ　り　が　な）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 住　　　　　　所 |
| 役職名 |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
| 申請者に堺市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第１１条に規定する使用人がある場合 |
|  | （ふ　り　が　な）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 住　　　　　　所 |
| 役職名 |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |